

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第9号

（所管） 総務部 総務課

件名	堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について
提案理由	<p>堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）及び堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第93号）の一部改正を踏まえ、教育委員会が任命する会計年度任用職員の基本報酬、期末手当等の規定について、市の他の会計年度任用職員との均衡を図るため、所要の改正等を行うものである。</p> <p>なお、本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和7年12月23日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 非常勤講師の時間額報酬を3,040円から3,130円に引き上げるもの</li><li>(2) 会計年度任用職員の期末手当について、令和7年12月に支給するものの支給割合を100分の125から100分の127.5に引き上げるもの</li><li>(3) 会計年度任用職員の期末手当について、令和8年6月以降に支給するものの支給割合を100分の127.5から100分の126.25にするもの</li><li>(4) 規定の整備を行うもの</li></ul> <p>2 施行期日等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・公布の日から施行する。ただし、1(1)に係る改正規定については令和8年1月1日から、1(3)に係る改正規定は令和8年4月1日から施行する。</li><li>・1(2)に係る改正規定は令和7年12月1日から適用する。</li></ul>
備考	

議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</li><li><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</li><li>■ その他（教育長の臨時代理により、公布済みである。）</li></ul>
------------	--

報告第9号

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について

次のとおり、堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和7年12月23日に教育長において臨時に代理したので報告する。

令和7年12月26日  
堺市教育委員会  
教育長 関百合子

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を  
改正する規則

第1条 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年教  
育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第3号中「3, 040円」を「3, 130円」に改める。

第12条第1項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附則第3項中「令和6年12月1日」を「令和7年12月1日」に、「（令和6年規  
則第93号）」を「（令和7年規則第78号）」に改める。

附則第4項中「令和6年12月1日」を「令和7年12月1日」に改める。

附則第5項中「令和6年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「（令和6年規則第  
93号）」を「（令和7年規則第78号）」に改める。

附則中第7項を第10項とする。

附則第6項の前の見出しを削り、同項を附則第9項とし、同項の前に見出として  
「（継続職員の特例）」を付する。

附則第5項の次に次の見出し及び3項を加える。

（費用弁償に係る経過措置）

6 令和7年12月1日において非常勤講師である者に対する令和7年4月1日から同  
年12月31日までの間（以下「対象期間」という。）における通勤に要する費用の  
費用弁償の額の算定に係る第8条の規定の適用については、同条第3項第2号中「職  
員給与条例別表第7」とあるのは「堺市職員の給与に関する条例及び堺市一般職の任  
期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第34号）第1  
条の規定による改正前の職員給与条例別表第7」とする。

7 令和7年12月1日において遡及対象職員である者に対する対象期間における通勤  
に要する費用の費用弁償の額は、市規則第5条第2項の規定にかかわらず、次の各号  
に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して  
その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする場合  
その者の週勤務日数に52を乗じ、これを12で除して得た日数（1日未満の端数  
があるときは、当該端数を切り上げた日数）を1か月に勤務するものとして、当該  
日数に最も経済的かつ合理的と認められる当該交通機関の利用区間に係る往復普通  
運賃の額を乗じて得た額と当該利用区間に係る通用期間1か月の定期券の価額のい  
ずれか少ない額（当該額が55,000円を超える場合は、55,000円）

(2) 通勤のため自転車、原動機付自転車、自動車その他原動機付の交通用具（以下  
「自転車等」という。）を使用することを常例とする場合 自転車等の片道の使用  
距離に応じて附則別表に定める額に月の初日から末日までの期間における勤務した

時間のある日数を乗じて得た額（当該額が自転車等の片道の使用距離に応じて職員給与条例別表第7に定める額を超える場合は、同表に定める額）

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする場合 交通機関を利用する区間について第1号の規定により算出した額と、自転車等を使用する区間について前号の規定により算出した額とを合算した額（当該額が55,000円を超える場合は、55,000円）
- 8 令和7年12月1日において遡及対象職員である者であって、不遡及期間があるものに対する同年4月1日から不遡及期間（そのものに不遡及期間が2以上あるときは、直近の不遡及期間とする。）の末日までの間における通勤に要する費用の費用弁償の額については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
附則に次の1表を加える。

附則別表（附則第7項関係）

(単位 円)

自転車等の使用距離（片道）	支給日額	
	通勤が困難であると認められる身体に障害を有する職員	その他の職員
2キロメートル未満	130	0
2キロメートル以上5キロメートル未満	200	100
5キロメートル以上10キロメートル未満	300	200
10キロメートル以上15キロメートル未満	430	350
15キロメートル以上20キロメートル未満	560	500
20キロメートル以上25キロメートル未満	700	650
25キロメートル以上30キロメートル未満	850	800
30キロメートル以上35キロメートル未満	1,000	940
35キロメートル以上40キロメートル未満	1,150	1,090
40キロメートル以上45	1,300	1,240

キロメートル未満		
45キロメートル以上50 キロメートル未満	1, 450	1, 390
50キロメートル以上55 キロメートル未満	1, 600	1, 540
55キロメートル以上60 キロメートル未満	1, 750	1, 700
60キロメートル以上	1, 900	1, 850

備考 この表のその他の職員の欄の適用を受ける遡及対象職員（その通勤における自転車等の使用距離（片道）が2キロメートル以上15キロメートル未満であるものに限る。）のうち、自転車の使用距離（片道）が1キロメートル以上のものについては、この表に定める額に50円（当該遡及対象職員の住居が本市の区域内にある場合については、100円）を加算した額を通勤に要する費用の費用弁償の額とする。

第2条 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中第5条第3項第3号の改正規定 令和8年1月1日
  - (2) 第2条の規定 令和8年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後の堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第12条第1項の規定は、令和7年12月1日から適用する。
 

(給与の内払)
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年教育委員会規則第1号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬)</p> <p>第4条 1～3 (略)</p> <p>第5条 条例第3条第5項の任命権者が別に定めるパートタイム会計年度任用職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 講師</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬は時間額で支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第1項第8号に掲げる者 <u>3,040円</u>            (時間額パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第12条 市規則第4条第1項第2号に規定する時間額パートタイム会計年度任用職員（以下単に「時間額パートタイム会計年度任用職員」という。）の期末手当の額は、市規則第9条第3項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬)</p> <p>第4条 1～3 (略)</p> <p>第5条 条例第3条第5項の任命権者が別に定めるパートタイム会計年度任用職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 講師</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬は時間額で支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第1項第8号に掲げる者 <u>3,130円</u>            (時間額パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第12条 市規則第4条第1項第2号に規定する時間額パートタイム会計年度任用職員（以下単に「時間額パートタイム会計年度任用職員」という。）の期末手当の額は、市規則第9条第3項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>2 (略)</p>

## 附則

(堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

3 令和6年12月1日において別表の左欄に掲げるパートタイム会計年度任用職員であって、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「遡及対象職員」という。）以外の者に対する同年4月1日から同年12月31日までの間における勤務に係る基本報酬に関する第4条第1項の規定の適用については、同項中「市規則別表第1」とあるのは、「堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（令和6年規則第93号）による改正前の市規則別表第1」とする。

（1）・（2）（略）

4 前項の規定は、令和6年12月1日において遡及対象職員である者であって、同年4月1日から同年11月30日までの間に遡及対象職員でない期間（以下「不遡及期間」という。）があるものに対する同年4月1日から不遡及期間（そのものに不遡及期間が2以上あるときは、直近の不遡及期間とする。）の末日までの間における勤務に係る基本報酬について準用する。

5 市規則別表第1の左欄に掲げる職務の区分に該当するパートタイム会計年度任用職員に対する令和6年4月1日から同年12月31日までの間における勤務に係る基本報酬に関する第4条第3項の規定の適用については、同項の規定によりその例によることとされる市規則第

## 附則

(堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

3 令和7年12月1日において別表の左欄に掲げるパートタイム会計年度任用職員であって、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「遡及対象職員」という。）以外の者に対する同年4月1日から同年12月31日までの間における勤務に係る基本報酬に関する第4条第1項の規定の適用については、同項中「市規則別表第1」とあるのは、「堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（令和7年規則第78号）による改正前の市規則別表第1」とする。

（1）・（2）（略）

4 前項の規定は、令和7年12月1日において遡及対象職員である者であって、同年4月1日から同年11月30日までの間に遡及対象職員でない期間（以下「不遡及期間」という。）があるものに対する同年4月1日から不遡及期間（そのものに不遡及期間が2以上あるときは、直近の不遡及期間とする。）の末日までの間における勤務に係る基本報酬について準用する。

5 市規則別表第1の左欄に掲げる職務の区分に該当するパートタイム会計年度任用職員に対する令和7年4月1日から同年12月31日までの間における勤務に係る基本報酬に関する第4条第3項の規定の適用については、同項の規定によりその例によることとされる市規則第

3条第4項中「別表第1」とあるのは、「堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（令和6年規則第93号）による改正前の別表第1」とする。

（新設）

（新設）

（新設）

3条第4項中「別表第1」とあるのは、「堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（令和7年規則第78号）による改正前の別表第1」とする。

（費用弁償に係る経過措置）

6 令和7年12月1日において非常勤講師である者に対する令和7年4月1日から同年12月31日までの間（以下「対象期間」という。）における通勤に要する費用の費用弁償の額の算定に係る第8条の規定の適用については、同条第3項第2号中「職員給与条例別表第7」とあるのは「堺市職員の給与に関する条例及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第34号）第1条の規定による改正前の職員給与条例別表第7」とする。

7 令和7年12月1日において遡及対象職員である者に対する対象期間における通勤に要する費用の費用弁償の額は、市規則第5条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。

（1）通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする場合 その者の週勤務日数に52を乗じ、これを12で除して得た日数（1日未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた日数）を1か月に勤務するものとして、当該日数に最も経済的かつ合理的と認められる当該交通機関の利用区間に係る往復普通運賃の額を乗じて得た額と当該利用区間に係る通用期間1か

(新設)

(継続職員の特例)

6 (略)

7 (略)

(新設)

月の定期券の価額のいずれか少ない額（当該額が 55,000 円を超える場合は、55,000 円）

(2) 通勤のため自転車、原動機付自転車、自動車その他原動機付の交通工具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする場合 自転車等の片道の使用距離に応じて附則別表に定める額に月の初日から末日までの期間における勤務した時間のある日数を乗じて得た額（当該額が自転車等の片道の使用距離に応じて職員給与条例別表第 7 に定める額を超える場合は、同表に定める額）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする場合 交通機関を利用する区間について第 1 号の規定により算出した額と、自転車等を使用する区間について前号の規定により算出した額とを合算した額（当該額が 55,000 円を超える場合は、55,000 円）

8 令和 7 年 1 月 1 日において遡及対象職員である者であって、不遡及期間があるものに対する同年 4 月 1 日から不遡及期間（そのものに不遡及期間が 2 以上あるときは、直近の不遡及期間とする。）の末日までの間における通勤に要する費用の費用弁償の額については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(継続職員の特例)

9 (略)

10 (略)

附則別表（附則第 7 項関係）

(単位 円)

自転車等の使用距離 (片道)	支給日額	
	通勤が困難であると認められる身体に障害を有する職員	その他の職員
2キロメートル未満	130	0
2キロメートル以上5キロメートル未満	200	100
5キロメートル以上10キロメートル未満	300	200
10キロメートル以上15キロメートル未満	430	350
15キロメートル以上20キロメートル未満	560	500
20キロメートル以上25キロメートル未満	700	650
25キロメートル以上30キロメートル未満	850	800
30キロメートル以上35キロメートル未満	1,000	940
35キロメートル以上40キロメートル未満	1,150	1,090

<u>40キロメートル以上</u>	<u>1, 300</u>	<u>1, 240</u>
<u>45キロメートル未満</u>		
<u>45キロメートル以上</u>	<u>1, 450</u>	<u>1, 390</u>
<u>50キロメートル未満</u>		
<u>50キロメートル以上</u>	<u>1, 600</u>	<u>1, 540</u>
<u>55キロメートル未満</u>		
<u>55キロメートル以上</u>	<u>1, 750</u>	<u>1, 700</u>
<u>60キロメートル未満</u>		
<u>60キロメートル以上</u>	<u>1, 900</u>	<u>1, 850</u>

備考 この表のその他の職員の欄の適用を受ける遡及対象職員(その通勤における自転車等の使用距離(片道)が2キロメートル以上15キロメートル未満であるものに限る。)のうち、自転車の使用距離(片道)が1キロメートル以上のものについては、この表に定める額に50円(当該遡及対象職員の住居が本市の区域内にある場合については、100円)を加算した額を通勤に要する費用の費用弁償の額とする。

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年教育委員会規則第1号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>(時間額パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第12条 市規則第4条第1項第2号に規定する時間額パートタイム会計年度任用職員（以下単に「時間額パートタイム会計年度任用職員」という。）の期末手当の額は、市規則第9条第3項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p>	<p>(時間額パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第12条 市規則第4条第1項第2号に規定する時間額パートタイム会計年度任用職員（以下単に「時間額パートタイム会計年度任用職員」という。）の期末手当の額は、市規則第9条第3項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p>
2 (略)	2 (略)